個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの 名称	風俗営業等管理ファイル			
行政機関等の名称	福岡県警察本部長			
事務担当課等	生活安全部生活保安課			
個人情報ファイルの 利用目的	風俗営業又は特定遊興飲食店営業(以下「風俗営業等」という。)の許可その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号、以下「風営法」という。)に関する事務の適正な遂行を確保するため			
記録項目	1 許可警察署、2 許可等年月日、3 営業の種別、4 法人・個人の別、5 許可番号、6 営業所の名称、7 営業所等の所在地、8 営業者名、9 法人の所在地、10 法人代表者の氏名、11 個人営業者の性別、12 個人営業者の生年月日、13 個人営業者の住所、14 管理者の氏名、15 管理者の生年月日、16 管理者の住所、17 広告宣伝で使用する呼称、18 客の依頼を受ける方法、19 電気通信設備を識別するための電話番号又は記号、20 自動公衆送信装置設置者の氏名又は名称、21 電気通信設備の設置場所、22 会話の申込みをした者が 18 歳以上であることを確認するための措置として利用する識別番号等の付与者の名称、23 会話の申込みをした者が 18 歳以上であることを確認するための措置として利用する識別番号等の付与者の代表者の氏名、24 認定番号、25 開始届出番号、26 届出確認書等の交付年月日、27 客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先、28 映像伝達用設備を識別するための電話番号等 29 事務所所在地、30 事務所電話番号			
記録範囲	風俗営業等の許可を受けた者、特例風俗営業者又は特例特定 遊興飲食店営業の認定を受けた者並びに性風俗関連特殊営業及 び深夜酒類提供飲食店営業の開始届出を提出した者			
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。			
要配慮個人情報の有無		☑ 含む	□ 含まない	
条例要配慮個人情報の 有無		□含む	☑ 含まない	
記録情報の経常的提供 先	☑ 有 警察庁	□ 無		
開示請求等を受理する 組織の名称及び所在地	名 称	福岡県警察本	部総務部総務課情報公開係	
	所在地	福岡市博多区	東公園7番7号	

	☑ 有 □ 無			
訂正及び利用停止に関 する他の法令の規定に よる特別の手続等	図 有 □ □ 無 ■ 風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者に係る6、8から10まで、14、15、19、20及び24の訂正は、風営法第9条第3項(同法第31条の23において準用する場合を含む。)及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号、以下「規則」という。)第20条第2項及び第3項並びに第88条第2項及び第3項による。風営法第27条第1項の届出書を提出した者に係る6、8から10まで、14、15及び19の訂正は、同条第2項及び規則第42条第2項による。風営法第31条の2第1項の届出書を提出した者に係る7から10まで、14、25、26、40及び41の訂正は、同条第2項及び規則第53条による。風営法第31条の7第1項の届出書を提出した者に係る7から10まで、14、25、27から29まで及び42の訂正は、同条第2項及び規則第59条による。風営法第31条の12第1項の届出書を提出した者に係る7から10まで、14、25及び規則第59条による。風営法第31条の12第1項の届出書を提出した者に係る6、8から10まで、14、15、19及び27の訂正は、同条第2項及び規則第70条による。風営法第33条第1項の届出書を提出した者に係る6、8から10まで及び14の訂正は、同条第2項及び規則第70条による。風営法第33条第1項の届出書を提出した者に係る6、8から10まで及び14の訂正は、同条第2項及び規則第104条による。 ■ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル			
☑ 有 □ 無				
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨				
□非該当□非該当□□非該当□□非該当□□非該当□□非該当□□申請其以				
	□ 法第60条第3項第2号非該当 □ 法第60条第3項第3号非該当			
	日 招新 0 0 未新 3 次新 3 万 升			
※ 以下、該当の場合のみ記載				
行政機関等匿名加工 情報の提案を受ける	名 称 福岡県警察本部総務部総務課情報公開係			
組織の名称及び所在地	所在地 福岡市博多区東公園7番7号			
行政機関等匿名加工 情報の概要				
作成された行政機関 等匿名加工情報に関	名 称 福岡県警察本部総務部総務課情報公開係			
する提案を受ける組織の名称及び所在地	所在地 福岡市博多区東公園7番7号			
作成された行政機関 等匿名加工情報に関 する提案をすること ができる期間				
備考	_			